

# 新冠町第4次子どもの読書活動推進計画

令和8年度～令和12年度(5カ年計画)



令和8年3月

新冠町教育委員会

## 【目次】

### 第1章 基本方針

1 計画策定の目的 .....	1
2 計画の基本方針 .....	1
3 新冠町における主な子どもの読書活動 .....	4

### 第2章 子どもの読書活動の推進について

1 家庭・地域における子どもの読書活動の推進 .....	7
2 学校等における子どもの読書活動の推進 .....	8
3 図書プラザにおける子どもの読書活動の推進 .....	10

### 第3章 子どもの読書活動の普及・啓発について .....

12

### 第4章 関係機関の連携について .....

13

### 参考資料

子どもの読書活動の推進に関する法律 .....	14
-------------------------	----

# 第1章 基本方針

## 1 計画策定の目的

平成13年12月に施行された「子どもの読書活動の推進に関する法律」の第9条第2項に基づき、平成23年に「新冠町子どもの読書活動推進計画」を策定し、子どもの読書環境の整備に取り組んできました。

本計画は、これまでの「第1次計画」～「第3次計画」を引き継ぐとともに、令和5年に策定された「北海道子どもの読書活動推進計画〈第5次計画〉」を踏まえ、「第9次新冠町社会教育中期計画」と整合性を図りながら、子どもの読書活動の推進に取り組むための方向性を示すため、計画を策定するものです。

## 2 計画の基本方針

### (1) 子どもの読書活動の意義

子どもの自発的な読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かにするとともに、成長に必要な経験を補い、社会性を養います。

幼少期に身に付けた読書習慣は、身のまわりに生じた問題点や課題に直面したとき、それを解決するための手段や方法をさがすうえで役立つと考えられます。

このことから、子どもの読書活動を身近なものにするためには、家庭・地域・学校等が連携を深め積極的な活動と環境の整備が必要です。

### (2) 基本理念

新冠町のすべての子どもたちが、あらゆる機会に本に親しみ、自らすすんで読書活動が行えるよう積極的な環境整備を図り、生涯にわたる読書活動の基盤づくりを目指します。

### (3) 計画の期間

令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

### (4) 計画の対象

本計画は、0歳からおおむね18歳を対象とします。また、子どもの読書活動は、発達の段階に応じて取り組むことが重要であることから、この間を大きく4つの期間に分けて、各期における特徴に応じて推進します。また、計画の推進には周囲の大人の存在や理解が欠かせないことから保護者や関係団体も対象とします。

## 【対象となる各年代の主な特徴】

### (1)乳幼児期(0歳～6歳)『本に出会う』

一般的に出生直後から1歳または1歳半くらいまでが乳児期、小学校に入学するまでを幼児期としています。

乳児期は、絵本の読み手の声や表情に反応し、コミュニケーションを図ろうと自らも声を発しようとしています。子どもが自己を形成していく上でも、保護者等の周りにいる大人からの語りかけがとても大切になります。

幼児期は、絵本や物語を読んでもらうことによりその内容を自分の経験と結び付け、想像を巡らせ、読んでもらった本を自分でも読もうと試みるなど、本を楽しむことができるようになります。この時期に想像力や新しいものをつくり出す力が培われ、言葉も豊かになっていきます。

### (2)小学生期(6歳～12歳)『本に親しむ』

小学生期の低学年では、読み聞かせなどにより色々な本に親しみ、読書を楽しむ時間をつくるのが大切です。

子どもは自身の成長とともに、本を最後まで読むことができるようになります。

高学年になると、読解力がつき幅広いジャンルの本(ノンフィクション、推理小説、スポーツ、科学など)に目を向けるようになります。教職員などのアドバイスを受けながら、教科や総合学習など調べ学習を通して、興味や目的に合った本を読もうとするようになります。

### (3)中学生期(12歳～15歳)『本から学ぶ』

中学生期は、部活動等により学校で過ごす時間が増えるとともに、家庭における学習時間も増え、生活リズムが大きく変化します。心身の急激な成長から反抗期を迎え、家族や周囲の大人とのコミュニケーションが不足しがちになる時期でもあります。

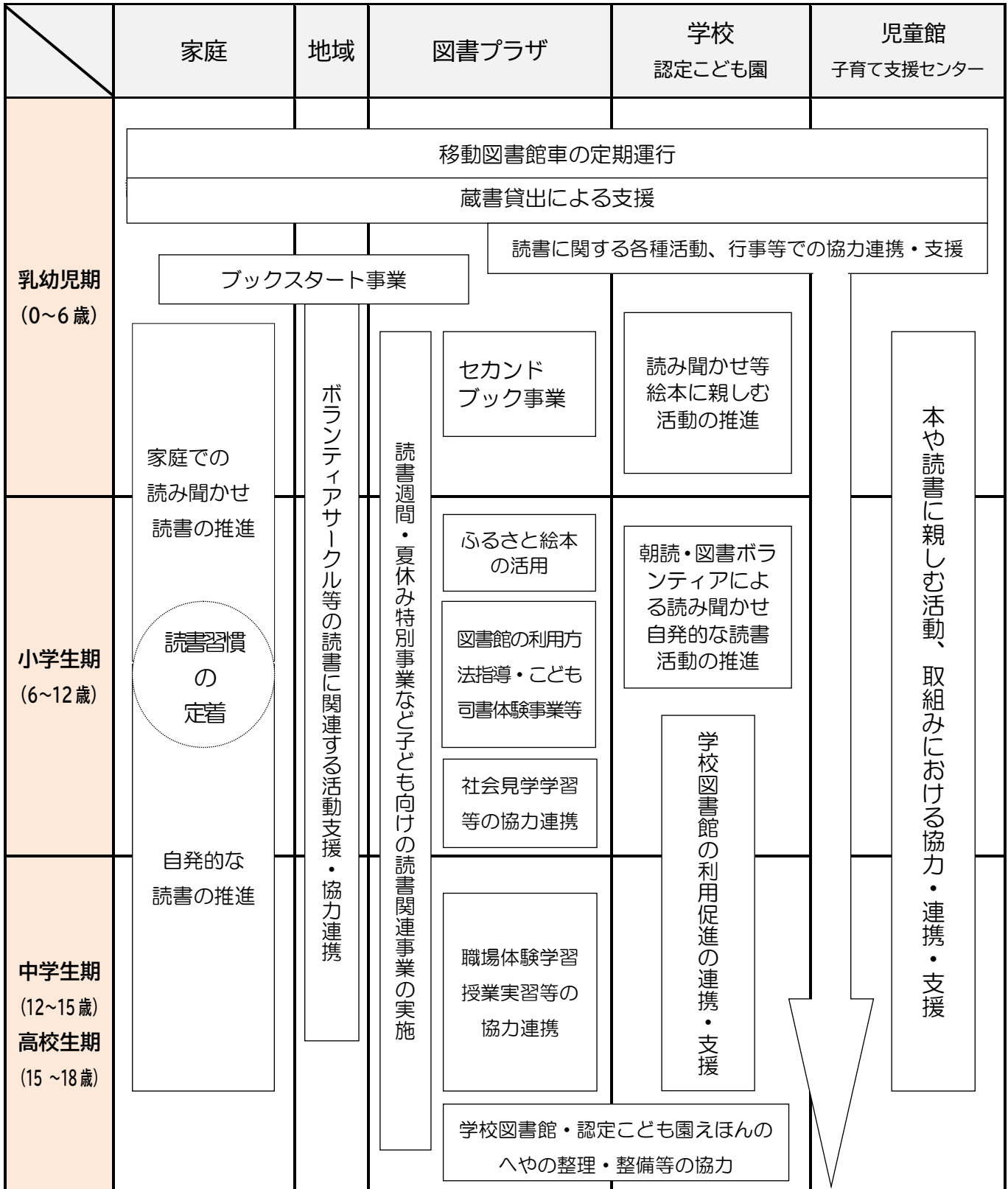
この時期は、多くの本の中から自分に合った本を選択できるようになります。本や文章から様々な立場や考え方があることを知るとともに、読書は将来や社会との関わり方を学ぶ手段ということを実感することが大切です。

### (4)高校生期(15歳～18歳)『本と生きる』

高校生期では、視野が広がり興味や関心は多岐にわたります。また、進路を選択し決定する時期には心身ともにストレスにさらされます。この時期に本に親しむ習慣を身につけ、経験を補うための手段や知識を学ぶことは生涯を通じて生きる支えとなります。

【子どもの読書活動推進の取組イメージ】

【基本理念】 新冠町のすべての子どもたちが、あらゆる機会であらゆる本に親しめるよう、読書活動が行える環境整備を図り、生涯にわたる読書基盤をつくることを目指す



### 3. 新冠町における主な子どもの読書活動

実施時期	主体	事業名	実施内容詳細
4月～5月	図書プラザ	子どもの読書週間事業	「子ども読書の日」（4月23日）や、「こどもの読書週間」（4月23日～5月12日）にあわせた特別展示や読書推進イベント等の実施
7月上旬	図書プラザ	読書記録手帳配布事業	新1年生へ図書プラザ作成の読書記録手帳の配布と読み聞かせを実施
7月～8月	図書プラザ	夏休み特別事業	小中学校の長期休みに合わせた特別展示や読書推進イベントの実施
7月～8月	図書プラザ ファイターズ	北海道日本ハム ファイターズ読書促進 全道キャンペーン企画	北海道日本ハムファイターズと道内各市町村の図書館が連携して実施する読書応援企画。「北海道青少年のための200冊」や司書のおすすめ本を読み、学年ごとの規程冊数の読了を目指す
夏～秋頃	郷土資料館 びっくり箱	絵本『新冠百話』の 読み聞かせ・配布	郷土資料館のふるさと再発見講座事業の一環として、小学4年生のアイヌ学習に合わせて、読み聞かせサークルびっくり箱による絵本『新冠百話』の大型紙芝居の読み聞かせおよび絵本の配布の実施
9月頃	図書プラザ	こども一日司書体験	小学校4～6年生を対象とした図書プラザの職業体験の実施
10月頃	図書プラザ びっくり箱	あおぞら図書館	子ども、保護者を対象に読書と野外活動を組み合わせた屋外事業の実施
10月頃	図書プラザ	ふるさと絵本事業	新1年生へ新冠町のふるさと絵本のうち『風の子カップ』の配布と『ハルニレから聞いたお話にいかっぷ』の紹介を実施
10月～ 11月	図書プラザ	秋の読書週間事業	読書週間（10月27日～11月9日）にあわせた特別展示や読書推進イベント、リサイクル市の実施
秋頃	支援センター 図書プラザ	図書プラザ利用案内 ブックトーク読み聞かせ	子育て支援センターの事業と図書プラザの連携で、図書プラザの利用案内やおすすめ本を紹介するブックトーク、読み聞かせや出張貸出等を実施
秋頃	小学校 図書ボランティア	秋の読書月間事業	秋の読書月間で図書ボランティアが各学年に1時間ずつ読み聞かせやブックトークを実施

実施時期	主体	事業名	実施内容詳細
12月	びっくり箱 図書プラザ	びっくり箱の 冬のお楽しみ会	広い会場を使い、大型絵本・スクリーン 絵本・人形劇・ブラック音楽など、普段 の定例おはなし会とは異なる演目を実施
12月	図書プラザ	クリスマス展示	クリスマス絵本やツリーなどの展示、イ ベントの実施
1月	図書プラザ	本の福袋	乳幼児～小学生向けに本を数冊詰め合わ せた福袋を準備し、貸出を実施
1月	図書プラザ 小中学校	森みつ少年少女文芸賞	新冠町縁の女流詩人故・森みつの業績を たたえ、小中学生対象に詩及び作文を募 集し、優秀作品を表彰。冊子に取りまと める
年度内	図書プラザ	YA向け事業	小学校高学年から高校生までのYA（ヤ ングアダルト）と呼ばれる10代へ向けた 事業の実施
年度内	認定こども園 支援センター びっくり箱	読み聞かせサークル びっくり箱による 読み聞かせ	年1回、町内の読み聞かせサークルびっ くり箱によるおはなし会を実施

定例・通年事業	主体	事業名	実施内容詳細
毎月 第4土曜日	びっくり箱	定例読み聞かせ	読み聞かせサークルびっくり箱による、 幼児～小学校低学年くらいまでを対象と した読み聞かせや工作会の実施
毎月 第4水曜日	びっくり箱	赤ちゃん絵本の読み聞 かせ	読み聞かせサークルびっくり箱による、 0歳～入学前くらいまでを対象とした読 み聞かせや手遊びの実施
毎月1回	児童館 図書プラザ	にこレコ	児童館から希望する小学1～3年生が図 書プラザへ来館し、読み聞かせや工作会、 本の貸出を行う（学校の長期休み時休止）
毎月1回	児童館 びっくり箱	読み聞かせの会	児童館内で読み聞かせサークルびっくり 箱による読み聞かせを実施
毎月1回	図書プラザ	ブックスタート	保健福祉課が毎月実施する乳幼児健診会 場にて、4か月のお子さんへ絵本とボラ ンティア「ぐっパ」制作のマスコットの プレゼントを実施
毎月1回	図書プラザ	セカンドブック	保健福祉課が毎月実施する乳幼児健診会 場にて、ブックスタートのフォローアッ プ事業として3歳のお子さんへ絵本のプ レゼントを実施

定例・通年事業	主体	事業名	実施内容詳細
毎月1回	図書プラザ	乳幼児健診会場出張貸出	ブックスタート、セカンドブックの実施に合わせ、会場にて出張貸出の実施
毎年1回	図書プラザ	ブックキャラバン	小中学生向け資料の現物を販売業者に持ち込みいただき、教職員および図書プラザ職員で購入資料選定の参考とする
通年	図書プラザ	移動図書館車運行	小学校月3回、中学校月1回、認定こども園月2回、児童館月2回実施
通年	図書プラザ	団体の図書購入 資料登録サポート	学校や認定こども園、児童館の図書購入のサポート、寄贈図書の装備登録作業などの実施
通年	図書プラザ	団体に向けた定期貸出	子どもが過ごす場所への団体貸出の実施 (毎月) 認定こども園 子育て発達支援センターあおぞら (随時) 児童館 (年2回) 子育て支援センター (年5回) 小学校 (年3回) 中学校
通年	小学校 図書ボランティア	児童への読み聞かせ	小学校1・2年生に毎月1回、図書ボランティアによる読み聞かせの実施
通年	小学校	朝読書の実施	小学校3～6年生が各自で朝読書を週2～3回実施
通年	児童館	読書の時間	毎日読書と勉強の時間を設けて、各自で読書活動を実施



写真上段左  
ブックスタートプレゼントパック

写真上段中央  
びっくり箱赤ちゃん絵本の読み聞かせ

写真上段右  
読書記録手帳配布事業(小学1年生対象)

写真下段  
びっくり箱冬のお楽しみ会

## 第2章 子どもの読書活動の推進について

### 1 家庭・地域における子どもの読書活動の推進

#### 【現状と課題】

- 読書習慣を身に付ける上で家庭の果たす役割は大きく、子どもたちにとって最初の本との出会いとなる読み聞かせは、親子がふれあう大切な時間にもなります。この時間の積み重ねは、その後の人格形成や将来豊かな人生を送るうえで影響があるとされており、読書を通じて想像力や社会性、感受性が養われると言われています。子どもが読書習慣を身に着けるためには、まず保護者や周囲の大人が本に親しむことが重要であることから、読書に興味を持てるよう積極的な働きかけ、読書の意義や重要性を理解してもらうことが必要です。
- 新冠町では、乳幼児期からの読書を推進するため、対象年齢の乳幼児と保護者を対象にブックスタート・セカンドブック事業で本のプレゼントや、乳幼児健診会場での出張貸出、図書プラザの利用案内等を実施しています。
- 地域においては、乳幼児期に保護者とともに利用する子育て支援センターや児童が放課後等に利用する児童館への団体貸出や、児童館の資料購入の支援を行い、本を施設内に設置することでいつでも手にとれるようにしています。
- 読み聞かせの会等サークルにより本に親しむ活動が行われ、関係機関において様々な読書推進に関する啓発が行われていますが、定例おはなし会は年々参加者数が減少しており、令和7年度より開催時間を変更しましたが、今後も利用しやすいような支援が求められます。
- 郷土愛を育むため、ふるさと絵本等の活用を継続する必要があります。

#### 【今後の方向】

- ・保護者や周囲の大人に対し本を読むことの意義を伝え、関係機関が連携した子どもの読書活動の普及に取り組みます。
- ・郷土資料館等と連携し、ふるさと絵本等を活用したふるさと教育を推進します。

#### 【具体的な施策】

- ・家庭に対する子どもの読書活動の啓発および、家庭読書を促す事業の実施
- ・家庭・保護者を対象とした読書意欲啓発事業の推進
- ・家庭の状況や子どもの発達に合わせたおすすめ本の提供やリスト配布の実施
- ・ブックスタート・セカンドブック事業をきっかけとした読書習慣の定着
- ・子育て支援センターや児童館等における蔵書の充実と支援
- ・図書プラザの活用の促進
- ・ボランティアサークルによるおはなし会開催と利用促進のための情報周知
- ・ふるさと絵本等を活用した読み聞かせ等によるふるさと教育の推進

## 2 学校等における子どもの読書活動の推進について

### (1) 認定こども園における子どもの読書活動の推進

#### 【現状と課題】

- 図書プラザでは、認定こども園の図書スペース「えほんのへや」の蔵書充実を図るため、紙芝居と絵本の定期貸出しています。司書が毎月、保育士からのリクエストに合わせた資料や、季節や行事にあった内容の資料を選定し、園内で活用できるように支援しています。
- 保育所や幼稚園は幼児にとって生まれて初めて同年代と集団生活を体験する場所であり、大勢で絵本の読み聞かせを聞く面白さや一体感を味わう場もあります。認定こども園では、各部屋へ保育士が選んだ年齢に応じた絵本を設置し子どもが自ら選んで自由に本を読むことができます。「えほんのへや」の蔵書や図書プラザから貸出した紙芝居や絵本を活用した保育士による全体での読み聞かせの時間を設けているほか、子どもたちの希望に応じて随時の読み聞かせも行い、読書に親しむ活動を実施しています。
- 毎月2回、送迎の時間に合わせて移動図書館車の定期運行をしています。図書プラザへの来館が難しい方も、日常のお迎えの時間に利用できるように、働きながらお子さんを育てる方への利用しやすさを提供しています。移動図書館車へは、子ども向けの絵本や児童書のほか、一般向けの小説や料理本、子育ての本など、保護者に向けた資料も積載しています。
- 認定こども園が所蔵している絵本は人気があり活用されている本ほど傷みが激しく、重ねて修理し使い続けています。認定こども園の資料は図書プラザのシステムで蔵書登録を行っていますが、新規登録や装備協力、修理の相談等への協力のほか、利用に耐えない資料の除籍等の蔵書管理を行っています。読書環境の充実のため、計画的な図書購入の支援や蔵書管理に引き続き協力していきます。

#### 【今後の方向】

- ・絵本の貸出等を行い、様々な角度から本に触れる機会を提供します。
- ・保育士に向けた情報発信を実施します。
- ・移動図書館車の運行等を通じ、子育て世代への読書の機会を作ります。

#### 【具体的な施策】

- ・定期貸出による読み聞かせ等の本に親しむ活動の推進・連携
- ・認定こども園の図書スペース「えほんのへや」の蔵書活用支援
- ・計画的な図書購入による蔵書の充実支援
- ・修理や蔵書管理等に関する問い合わせへの協力
- ・図書プラザの施設活用促進
- ・移動図書館車の定期運行による読書機会の増強
- ・新刊案内や保育に関連する資料の施設への団体貸出などの保育士への情報発信

## (2)学校における子どもの読書活動の推進

### 【現状と課題】

- 学校では、子どもの発達段階を踏まえて語彙や多様な表現、新たな考え方に出会う機会を充実させる必要があります。授業や様々な活動を通して学校図書館を活用し、興味を持ったことを調べる学びの場のほか、好きな本を自分のペースで読める自由な場として子どもたちの居場所となることが大切です。
- 学校図書館は公共図書館へ来館が難しい子どもも含め、義務教育を受けるすべての子どもがアクセス可能な図書館です。読書センター、学習センター、情報センターの3つの機能を有し、いつでも利用できるよう整備する必要があります。
- 小学校では朝学習の時間や教職員・ボランティアによる読み聞かせを通じて本に親しむ機会があります。図書プラザから各学年への団体貸出を実施し、教室近くへいつでも本が手に取れるよう配置しているほか、令和7年度からは希望する特別支援学級への貸出を増やしました。
- 中学校では生徒主体の委員会活動と学校図書館の運営、読書の推進が図られています。国語科授業で図書に関連する単元に取り組むほか、図書室の蔵書の充実のため、図書プラザから定期貸出を実施し、学校図書館内へ設置しています。
- 授業のテーマに沿った資料の貸出や校外学習、職場体験学習において図書プラザが有効に活用されています。利用促進のため、団体利用について毎年年度はじめに教職員向けに周知を行い利用されています。
- 学校図書館は、教職員や児童・生徒のほか、図書ボランティアによって運営されており、これまで蔵書の充実や学校図書管理システムの導入等、関係機関と連携しながら整備に取り組んできました。令和5年度には、小学校統廃合のため、統合先の小学校へ図書を移管し、古い資料を除籍するなどの蔵書整理を実施しました。中学校図書館の整備についても令和7年度より着手し、委員会と連携し、継続して整備を行う予定です。今後も学校の読書環境の整備を継続するとともに、学校図書管理システムの有効活用等によって学校図書館の利活用に努めることが必要です。

### 【今後の方向】

- ・教職員・保護者の読書への理解と関心を高める働きかけを実施します。
- ・図書ボランティアや学校図書館部会と連携し子どもの読書活動を推進します。
- ・学校図書館の環境を整備し、学校と連携し読書意欲の向上を図ります。

### 【具体的な施策】

- ・蔵書の充実のための選定協力や蔵書管理等の学校図書館支援の実施
- ・学習における学校図書館や図書プラザの施設利用促進
- ・児童会・生徒会活動等を通じた児童・生徒の読書意欲の啓発
- ・教職員による児童・生徒への指導やボランティアによる読み聞かせの推進
- ・教職員の学校図書管理システムの利用による学校図書の有効活用
- ・教職員を対象とした情報提供の推進や学校図書館運営における相談への協力

### 3 図書プラザにおける子どもの読書活動の推進について

#### 【現状と課題】

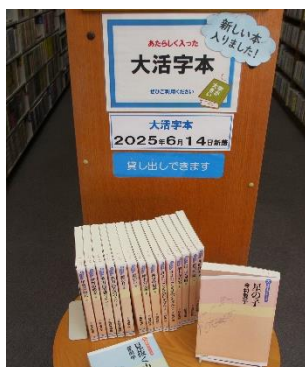
- 図書プラザは、まちの図書室として読書活動の中心的役割を担っており、本に親しみ、読書の楽しさを味わうことができるよう各種活動を展開しています。
- 移動図書館車の定期運行により町内全域に出向き、幅広い世代に対し読書機会の提供に努めています。
- 子どもの興味・関心は成長とともに広がっていきます。小学生期は文字が読めるようになり自分で読む楽しみを覚え、知識の幅を広げていきますが、中学生期・高校生期の読書は自我の確立や進路選択に大きな影響を与えるものとなります。このため年代に応じた事業の展開が必要であり、それぞれの成長過程や特徴を踏まえ働きかけることが必要です。
- 町外の保育園や幼稚園、学校に通っている子どもにとっていつでも身近で立ち寄れる場所として、利用しやすい環境づくりが必要です。
- 読書率が低下する中高生に向けては、利用促進のために本を揃えて待つだけでなく、来館のきっかけ作りとなる環境づくり等を行い、何度も訪れたいくなる利用価値を作り出す工夫が必要です。
- 障がいの有無や言語の違いに関わらず、すべての子どもにとって身近で利用しやすい環境づくりが求められます。
- 時代に即し、インターネットを利用した情報収集や発信をはじめ、情報通信技術を柔軟に取り入れられる運営が求められます。

#### 【今後の方向】

- ・蔵書を活かし様々な機関と連携して読書に関連した取組みを行います。
- ・積極的な情報発信に取り組み読書活動の推進を図ります。
- ・誰でも利用しやすい環境づくりに取り組み、読書バリアフリー化を図ります。

【具体的な施策】

- ・蔵書の充実と館内備品の更新による環境整備の推進
- ・既存にとらわれない魅力的な書架づくりの推進
- ・図書プラザの蔵書を活用した各種事業の推進と利用者への情報発信
- ・移動図書館車の運行や団体向け貸出による読書機会の増進
- ・ふるさと絵本の活用や森みつ少年少女文芸賞によるふるさと教育の推進
- ・デジタル化した資料を含めたふるさとビデオの適切な保管と活用
- ・子どもに関わる様々な立場から寄せられる要望等を取り入れ、学校支援や読み聞かせ活動に活用される資料を充実
- ・視覚障がい者等でも利用しやすい館内環境整備及び点字図書や大活字本、音読CD等の充実
- ・外国人利用者の利便性を考えた表示の設置などの館内整備、多言語資料の充実
- ・貸出利用者数などの数字に表れない館内での読書や勉強での利用等の状況を把握し、環境づくりに活かす



写真上段左  
夏休み特別事業 特別展示  
写真上段右  
移動図書館車 定期運行  
写真中段左  
あおぞら図書館 工作会  
写真中段右  
森みつ少年少女文芸賞 授与式  
写真下段左  
ふるさとビデオ DVD 上映  
写真下段右 大活字本展示

### 第3章 子どもの読書活動の普及・啓発について

子どもの読書活動を社会全体で推進するためには、その意義や重要性について、広く町民の理解や関心を高める必要があります。

そのためには、図書プラザをはじめとした関係機関が、子どもと保護者、さらには地域住民に対し、多くの情報を提供するとともに、本に親しむ機会の提供や読書を好きになるような働きかけを実施することや、関係機関や団体等と連携し、意識の啓発に向けた事業を推進することが必要です。

#### 【現状と課題】

- 令和3年度のシステム更新時に、図書プラザのホームページを新冠町のホームページへ統合し、町の情報とあわせてアクセスできるように改善を図った。
- 館内掲示や、貸出時の声掛けで利用者の方へ直接情報発信するほか、町政事務委託文書での事業チラシ全戸配布、認定こども園、小中学校での子どもへの直接配布を行い、事業周知している。また、図書プラザホームページおよびレ・コード館フェイスブックにて事業実施時期にあわせて随時情報を発信している。
- 小学校新1年生に毎年夏休み前に読み聞かせと読書記録手帳の配布を行い、楽しみながら読書をしてもらえるような取り組みを実施している。読書記録の参加者、達成者の減少がみられるため、実施方法の見直しが必要です。
- 北海道立図書館による市町村活動支援事業のうち、小規模校を対象とした読書企画を活用し、体育館に全校生徒を集めた読み聞かせと本の貸出の事業を行うなど、普段あまり読書をしない子どもも読書に親しめる取り組みを実施した。

#### 【今後の方向】

- ・積極的な情報発信によって、読書意欲の向上を図ります。
- ・北海道立図書館の支援事業などを活用し、図書プラザだけではできない事業展開を行い、子ども達が読書に親しめる環境を提供します。

#### 【具体的な施策】

- ・ホームページの活用等による地域住民への情報発信
- ・関係機関による相互の情報発信と連携による読書の啓発
- ・「子ども読書の日」(4月23日)や「こどもの読書週間」(4月23日～5月12日)における特別事業の実施
- ・年代に応じた働きかけや推薦図書の紹介、読書記録等による読書意欲の啓発
- ・北海道立図書館による市町村活動支援事業を活用した読書活動の推進

## 第4章 関係機関の連携について

社会全体で子どもの読書活動を活発に働きかけるためには、子どもの各年代に対応した周囲の積極的な取り組みが必要です。

また、子どもだけでなく、周囲の大人も読書に対する理解を深められるような働きかけも重要です。そのためには、学校間、または他町図書館との連携ということだけでなく、行政・民間を問わず、子どもや家庭、読書に係わる各機関が連携・協力していくことが必要です。

関係機関が定期的に連絡を取り合い、子どもや家庭の現状、興味・関心について共有し、そのなかで読書に係わる取り組みを協議し、子どもの読書活動に関する事業の共同開催や蔵書の相互利用による展示等の読書推進の働きかけが必要です。

### 【現状と課題】

- 学校や認定こども園、図書プラザで実施する事業等でのボランティア団体及び図書プラザ職員による読み聞かせやブックトークを実施した。
- 日高管内の図書館(室)7町9館によって構成される「日高管内図書館振興協議会」において、各図書館との定期的な情報交換や協力事業の展開、研究集会の実施によりスキルアップに繋げる活動を行っています。
- 北海道内および北日本(北海道、東北)ブロック間における資料の相互貸借サービスによる、図書プラザにない資料の提供を受けています。
- 読み聞かせボランティア等の関係機関が今後も活動を継続できるよう、会員増強を含めた活動支援及び連携が重要です。

### 【今後の方向】

- ・子どもの読書活動の必要性について、民間や行政機関を含め、地域全体の理解と意識を高めるため、普及と啓発を図るよう努めます。
- ・図書プラザが中心となり、地域の様々な関係機関と緊密に連携、協働し、読書活動の推進に努めます。
- ・図書館間の連携サービスを活用し、多様な資料の提供を行うことで読書環境の充実を図ります。

### 【具体的な施策】

- ・保護者や関係者等の大人も含めた子どもの読書に関する講座等の実施
- ・関係機関の連携と連絡会議等の実施、積極的な情報発信による課題と意識の共有
- ・事業に関する情報の共有と積極的な情報発信
- ・他図書館との相互貸借による蔵書提供と事業充実
- ・図書ボランティア団体の支援、活動情報の積極的なPRや人材育成の実施

## 参考資料

子どもの読書活動の推進に関する法律(平成十三年十二月十二日法律第百五十四号)

### (目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団

体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

### (基本理念)

第二条 子ども(おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

### (国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

### (地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

### (事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

### (保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

### (関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

○ 衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 1 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 2 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 3 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 4 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 5 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 6 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。



## 新冠町第4次子どもの読書活動推進計画

令和8年度～令和12年度(5カ年計画)

令和8年3月

発行／新冠町教育委員会

編集／社会教育課社会教育G図書係

新冠町レ・コード館図書プラザ